

大洗町委託型地域おこし協力隊
(大洗町の広報・PR・地域活性化活動)に係る業務委託仕様書

1 総則

大洗町（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は契約書記載の業務委託に関し、大洗町地域おこし協力隊設置要綱（以下「設置要綱」という。）の規定によるほか、本仕様書に従うこととする。

2 目的

本業務は、乙が地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）として甲及び関係機関と協力し、設置要綱第3条に掲げる活動を円滑、かつ効果的に行うものである。

3 業務の内容

- (1) 協力隊の活動として、設置要綱第3条に規定する活動を行うものとする。
活動範囲は、大洗町内全域を基本とし、必要に応じて町外も活動範囲とする。
- (2) SNS等を活用して、大洗町の魅力や新たな観光資源の発掘、地域ブランドのPRなど、地域課題の解決と情報発信の強化を進めるため、経験豊富な人材による町の情報発信や広報活動を行う。
- (3) その他、地域の課題解決や活性化に資する活動を企画・立案し実行する。

4 委託料

甲は乙の活動に対する対価として、設置要綱17条に規定する週次報告書及び月次報告書の内容を審査し適正と認められるときは、乙からの請求書に基づき請求日から起算して30日以内に乙に対して別表のとおり委託料を支払うものとする。

5 活動に要する経費

甲は乙の活動に要する経費として、設置要綱第17条に規定する週次報告書及び月次報告書の内容を審査し適正と認められるときは、乙からの請求書に基づき、請求日から起算して30日以内に乙に対して別表のとおり委託料とは別に活動経費を支払うものとする。

6 著作権の譲渡等

本業務によって作成した成果物（中間成果物も含む）及びその著作権は、本業務委託契約締結前に乙が保有するものを除き、甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。

この規定に従って乙から甲に譲渡される権利は、著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物に関する原著作権の権利）に規定される権利も含むものとする。乙は、成果物に対する著作者人格権の権利を行使しないことに合意する。

7 契約の解除

契約書本文第 4 条第 5 号による解除条項とは、次のとおりとする。

- (1) 活動実績及び成果が、明らかに不十分であると認められるとき。
- (2) 法令若しくは契約上の義務に違反し、又は協力隊員としての職務を怠ったと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、協力活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (4) 乙が、契約解除を申し出たとき。
- (5) 協力活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。
- (6) 協力隊員としてふさわしくない非行のあったとき。
- (7) 町外へ転出（住民基本台帳法第 15 条の 3 に規定する転出をいう。）をしたとき。

8 その他

- (1) 甲は乙との雇用契約を結ばないものとする。
- (2) 本業務は、個人事業主として活動を行うため、業務中に発生した事故について、原則、甲は一切の責任を負わないこととし、乙は保険などの補償制度に必要に応じて個人で加入すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。

別 表

区分	内容	金額	限度額
活動に対する対価	活動に対する委託料	月額291,000円以内	1年間の総額が3,500,000円を超えない範囲
活動に要する経費	町内住居の賃借料	月額60,000円以内	1年間の総額が2,000,000円を超えない範囲
	町内住居の初期経費 敷金・礼金	120,000円以内	
	町内住居の初期経費 仲介手数料	66,000円以内	
	町内住居の初期経費 保険料	20,000円以内	
	活動に要する消耗 品費・通信運搬費	予算の範囲内	
	協力隊に関する研 修会等への旅費及 び参加費		
	その他町長が必要と 認めたもの		